

精神保健福祉士国家試験受験資格取得に関する履修規程

第1条 愛知県立大学学則第43条の規定に基づき、本学の教育福祉学部社会福祉学科の学生で、精神保健福祉士国家試験受験資格の取得を希望する者は、精神保健福祉士法（平成9年12月19日法律第131号）、精神保健福祉士法施行規則（平成10年1月30日厚生省令第11号）及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令（平成23年8月5日文部科学省・厚生労働省令第3号）によるほか、この規程により履修しなければならない。

第2条 精神保健福祉士国家試験受験資格を取得するためには、別表に定める単位を修得し、当該学科を卒業しなければならない。

第3条 この課程の授業科目の履修により修得した単位は、卒業単位に算入する。

第4条 精神保健福祉実習の単位を取得するためには、精神科病院等の医療機関及び障害者福祉サービス事業を行うその他実習施設等、機能の異なる2以上の実習施設において、計210時間以上（そのうち、精神科病院等の医療機関において90時間以上）の実習を行わなければならない。ただし、ソーシャルワーク実習を履修し、その単位を修得したものについては、60時間を上限として精神科病院等の医療機関以外の実習の免除を受けることができる。

2 単位の計算は、前項の規定する時間の実習をもって4単位とする。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の精神保健福祉士国家試験受験資格取得に関する履修規程（以下「新規程」という。）別表の規定は、平成29年度以降の入学者（再入学又は転入学をした者を除く。）から適用し、平成29年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

3 平成29年度以降に再入学又は転入学をした者については、新規程別表の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の精神保健福祉士国家試験受験資格取得に関する履修規程（以下「新規程」という。）別表の規定は、平成31年度以降の入学者（再入学又は転入学をした者を除く。）から適用し、平成31年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

3 平成31年度以降に再入学又は転入学をした者については、新規程別表の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の精神保健福祉士国家試験受験資格取得に関する履修規程（以下「新規程」という。）別表の規定は、令和3年度以降の入学者（再入学又は転入学をした者を除く。）から適用し、令和3年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

- 3 令和3年度以降に再入学又は転入学をした者については、新規程別表の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の精神保健福祉士国家試験受験資格取得に関する履修規程(以下「新規程」という。)別表の規定は、令和7年度以降の入学者(再入学又は転入学をした者を除く。)から適用し、令和7年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。
- 3 令和7年度以降に再入学又は転入学をした者については、新規程別表の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者の例による。

別表

厚生労働省指定科目	本学開設科目	必修 単位	
医学概論	医学概論	2	
心理学と心理的支援	心理学概論 I *1	2	
	臨床心理学 発達心理学 } *2	*1・*2 のうち、 1つ選択	2
			2
社会学と社会システム	地域社会学 I	2	
	家族社会学 I	2	
社会福祉の原理と政策	社会福祉学概論 I	2	
	社会福祉学概論 II	2	
地域福祉と包括的支援体制	地域福祉論	4	
社会保障	社会保障論	4	
障害者福祉	障害者福祉論	2	
権利擁護を支える法制度	権利擁護と成年後見	2	
刑事司法と福祉	司法福祉論	2	
社会福祉調査の基礎	社会調査法 I	2	
精神医学と精神医療	精神医学	4	
現代の精神保健の課題と支援	精神保健学	4	
ソーシャルワークの基盤と専門職	ソーシャルワーク論 I A	2	
精神保健福祉の原理	精神保健福祉原論	4	
ソーシャルワークの理論と方法	ソーシャルワーク論 II	4	
ソーシャルワークの理論と方法 (専門)	精神保健福祉支援論	4	
精神障害リハビリテーション論	精神障害リハビリテーション論	2	
精神保健福祉制度論	精神保健福祉制度論	2	
ソーシャルワーク演習	ソーシャルワーク演習 I	2	
	ソーシャルワーク演習 II	4	
	ソーシャルワーク演習 III	4	
ソーシャルワーク演習 (専門)	精神保健福祉演習	6	
ソーシャルワーク実習指導	精神保健福祉実習指導	6	
ソーシャルワーク実習	精神保健福祉実習 *3	4	

備考

- *1・*2のうち、「心理学概論 I」、「臨床心理学、発達心理学の2科目」のいずれか1つを選択して履修すれば、受験資格が得られる。
- *3「精神保健福祉実習」の履修は、既に「ソーシャルワーク実習」を履修した者に限る。